

# 日本セラミックス協会フェロー表彰規程

2021年2月26日改訂 理事会承認

## (総則)

第1条 本規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下、本会。）が行う日本セラミックス協会フェロー表彰について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本フェロー表彰は、本会における継続的な活動を通じて、セラミックス分野の発展に顕著な業績を挙げた本会個人会員を本会として称え、日本セラミックス協会フェロー（英語名称：CerSJ Fellow）の称号を授与することで、本会を代表するに相応しい会員としての活動を続けて戴くと共に、本表彰により会員の本会活動に対する参加意欲の増大を促し、セラミックス分野の更なる発展を図ることを目的とする。

## (候補者推薦の基準)

第3条 フェロー候補者の推薦基準は、セラミックスに関する学術・研究活動、産業技術の開発・育成、教育に関する活動及び本会の事業活動を通じて、セラミックス分野の発展に貢献し、顕著な業績を挙げた者とする。

## (被推薦者資格)

- 第4条 表彰の対象となる者は、原則として本会会員歴5年以上の個人会員とする。
- 2 第4条に規定されている会員歴算定期日は、いずれも表彰の年の4月1日現在とする。
  - 3 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。
  - 4 名誉会員はフェロー表彰候補者にはなれない。

## (表彰の件数)

第5条 表彰の件数は、フェローの人数を本会個人会員数の5%程度とする。

## (選考委員会)

第6条 候補者選考のため、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会を設置する。フェロー表彰候補者選考委員会の規程については別途定める。委員会は、推薦された候補者の中からフェロー表彰にふさわしい候補者を選考し、理事会に推薦する。

## (フェロー表彰候補者の推薦)

第7条 表彰候補者を推薦する有資格者及びその推薦条件は次の通りとする。

1 フェロー表彰候補者の推薦有資格者は、フェローおよび名誉会員とする。

### 2 表彰候補者の推薦件数

1名の表彰候補者の推薦には、フェローもしくは名誉会員、あわせて5名の推薦者を必要とする。その場合、同一のフェローもしくは名誉会員が同時に複数の候補者の代表推薦者になることはできない（代表推薦者は1名の推薦しかできず、他の共同推薦者となることは不可とする）。代表推薦者を除く推薦者（共同推薦者）については1名のフェローもしくは名誉会員が2件まで共同推薦者を兼ねることができるものとする。

- 3 フェロー表彰候補者の推薦は有資格者により提出された推薦書に基づく。  
推薦書の書式については別途定める。

(推薦手続)

第8条 フェロー表彰候補者推薦の方法は、次のとおりとする。

- 1 会員には、毎年本会ホームページおよびセラミックス誌にフェロー表彰推薦募集要項を会告して知らせる。
- 2 フェローおよび名誉会員には、書面をもって推薦を依頼する。
- 3 推薦者は会長あて、所定の書式による推薦書を協会に提出するものとする。
- 4 推薦書の提出期限を過ぎたものは受理しない。

なお、上記1および2の手続きにおいては、既名誉会員およびフェローの方々とは重複しないようご留意いただく旨、明記するものとする。

(受賞者の決定)

第9条 会長は、日本セラミックス協会フェロー表彰候補者選考委員会におけるフェロー表彰候補対象者の選考結果を理事会に報告し、承認を得て決定する。

(公表)

第10条 理事会はフェロー表彰の受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ協会誌および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。

(表彰及び授与式)

第11条 表彰は、会長名によって行う。授与式は、総会の開催期間中に行う。フェロー表彰の受賞者には、フェローの称号の証書を贈呈する。

(称号の期限)

第12条 日本セラミックス協会フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間においてその称号を名乗ることができるものとする。

(規程変更の手続き)

第13条 この規程を変更する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

2014年11月26日制定 理事会承認

2015年11月26日 付則2一部追記 理事会承認

2017年11月28日 一部変更 理事会承認

(被推薦有資格者に既名誉会員を含まない旨を明記および付則3を追記)

2018年3月5日 第4条第3項変更 理事会承認

2018年11月29日 第4条第4項および第7条第2項変更 理事会承認

2021年2月26日 第7条1項、2項および第8条2項変更 付則削除 理事会承認